承認第３号

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月７日　提出

豊後大野市長　川　野　文　敏

豊大専第５号

専　決　処　分　書

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月31日

豊後大野市長　川　野　文　敏

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例（平成17年豊後大野市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の豊後大野市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。